

# 那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8（2026）年3月改定

# 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策の目的及び経緯と基本方針等 .....	1
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的 .....	1
第2章 那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過 .....	2
第1節 那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 .....	2
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応 .....	3
第3章 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	3
第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ .....	6
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....	8
第4章 対策推進のための役割分担 .....	11
第5章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 .....	14
第1節 市行動計画における対策項目等 .....	14
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点 .....	14
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	16
第1章 実施体制 .....	16
第1節 本市における実施体制 .....	16
第2節 準備期 .....	17
第3節 初動期 .....	18
第4節 対応期 .....	18
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	20
第1節 準備期 .....	20
第2節 初動期 .....	22
第3節 対応期 .....	24

第3章 まん延防止 .....	26
第1節 準備期 .....	26
第2節 初動期 .....	26
第3節 対応期 .....	27
第4章 ワクチン .....	28
第1節 準備期 .....	28
第2節 初動期 .....	32
第3節 対応期 .....	34
第5章 保健 .....	37
第1節 準備期 .....	37
第2節 初動期 .....	37
第3節 対応期 .....	38
第6章 物資 .....	39
第1節 準備期～初動期 .....	39
第2節 対応期 .....	39
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	40
第1節 準備期 .....	40
第2節 初動期 .....	41
第3節 対応期 .....	41
那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画 用語集 .....	44

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の目的及び経緯と基本方針等

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、市民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>1</sup>。

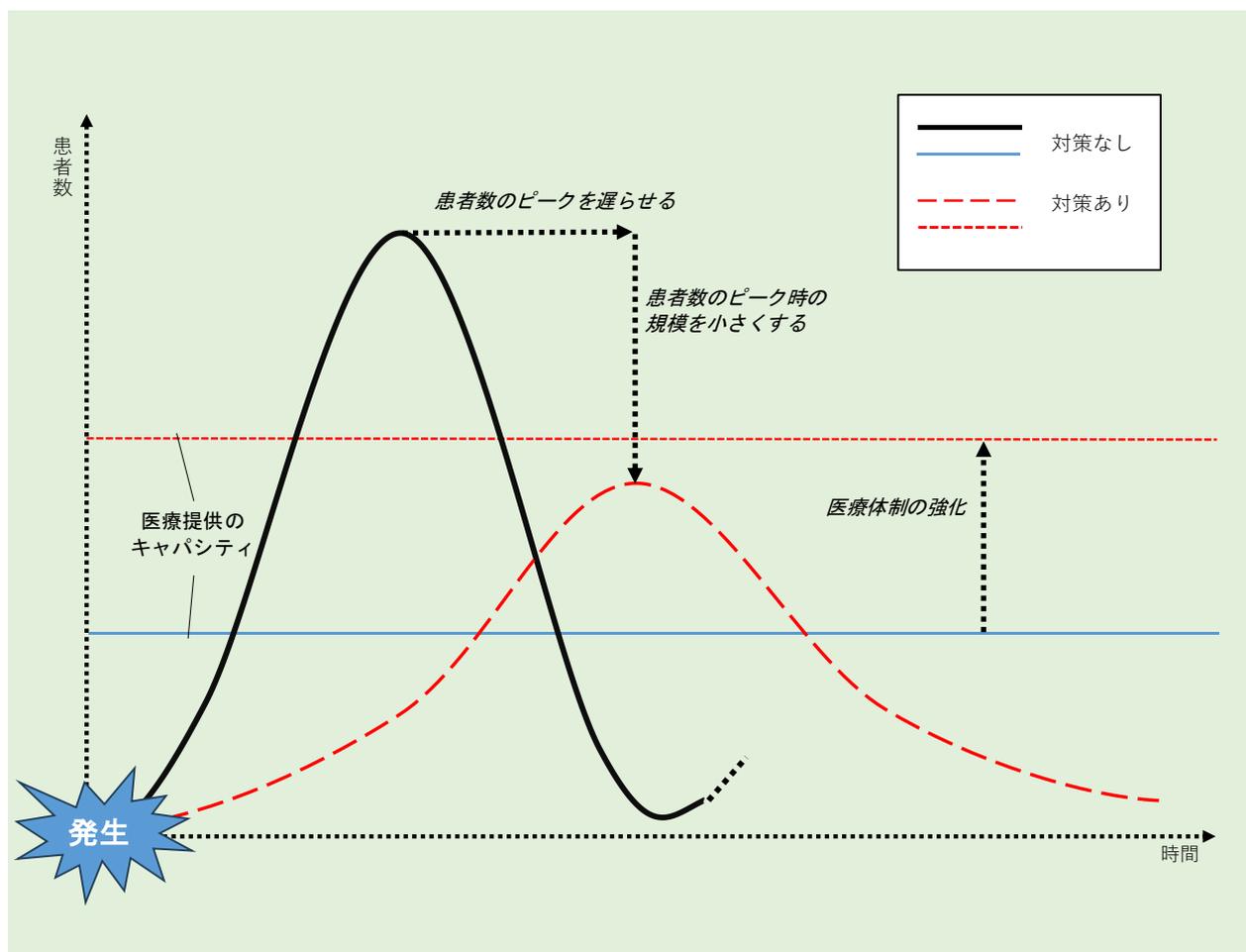
#### 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<sup>1</sup> 特措法第1条(新型インフルエンザ等対策特別措置法=特措法)



## 第2章 那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過

### 第1節 那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本市においては、新型インフルエンザにかかる対策について、平成 21(2009)年 4 月 28 日に「那須烏山市新型インフルエンザ行動計画」を策定し、平成 21 年 5 月には一部改正、特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。）県では特措法第 7 条に基づき、「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）が策定されたのを踏まえて、特措法第 8 条に基づき「那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

この度の、市行動計画の策定に当たっては、政府行動計画及び県行動計画を基に、市が実施すべき対策等を定め改定する。

## 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応

令和2(2020)年1月16日に国内1例目の新型コロナウイルス感染症患者が報告されてから、県では同年1月31日に栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し警戒を強めてきたが、同年2月22日、県内1例目の新型コロナウイルス患者が確認された。

それから約3年に及ぶ新型コロナウイルスとの長い闘いに、市では「市民の命と暮らしを守る」ことを最優先に取り組み、最前線でウイルスと対峙する医療従事者の方々をはじめ多くの人々のご尽力とご協力をいただきながら、国や県と連携し、複数の波を乗り越えてきた。この新型コロナウイルス感染症対応の振り返りを踏まえ、感染症から市民の生命と健康を守る施策を実現するための取組について、改定された政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえながら、市行動計画を改定し、所要の取組を実施していく。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>2</sup>等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

#### 1. 対応時期の考え方

- (1) 発生前の段階（準備期）では、実施体制整備・強化、まん延防止及び感染対策のための備蓄品等の確保、また、平時から予防接種や感染対策等に必要となる資材の確保方法の確認や、県が実施する研修・訓練等に参加し人材育成を図るなど、対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

<sup>2</sup> 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性または抵抗性)をいう。

- (2) 国内及び県・市内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内及び県・市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提として対策を策定することが必要である。

市においては、国の取組に関する留意事項や県からの情報等を参考に、市民に対しリスクコミュニケーションを含む周知・情報提供を行う。また、市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に対し生活支援を行うことも想定される。

- (3) 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、国や県の指示の下、市民に対し情報提供や生活支援等のサポートを行う。

また、感染リスクのある者の外出自粛及び不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- (4) 国内及び県・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

- (5) その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

- (6) 最終的には、流行状況が収束<sup>3</sup>し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

<sup>3</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

## 2. 対策の基本的考え方

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 【参考】新型インフルエンザ等の定義（特措法第2条第1項）

【法令による定義】

**新型インフルエンザ等**：感染症法<sup>※2</sup>第六条第七項に規定する**新型インフルエンザ等感染症**（第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する**指定感染症**（第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項に規定する**新感染症**（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

区 分	説 明
新型インフルエンザ等感染症	<p>新型・再興型インフルエンザ、新型・再興型コロナウイルス感染症（当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの）</p> <p>新型：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの                      再興型：かつて世界的規模で流行したインフルエンザ等であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの</p>
指定感染症	<p>既知の感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）で、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの</p>
新感染症	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの</p>

## 第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### 1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

## 2. 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の1. 有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

### 時期ごとの対応の大きな流れのイメージ

対応時期	時期の説明	対応方針	
準備期	新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	地域の医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、県民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備	
初動期(A)	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保し、感染症の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応	
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期(B)	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階で、病原体の性状について限られた知見しか得られていない時期	諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応
	病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)	感染が拡大し、感染の封じ込めが困難となる時期	病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まる時期	対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替え
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)	ワクチン等による免疫の獲得、病原体の変異による病原性や感染性等の低下等により当該感染症への対応力が一定水準を上回ることとなる時期	特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども<sup>4</sup>や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

<sup>4</sup> 本行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

### 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### 1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(3)までの取組により、平時の備えの充実を進め、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理  
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 関係者や市民等への普及啓発と不断の点検や改善  
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- (3) 負担軽減や情報の有効活用、国や県と市の連携等のためのDX推進や人材育成等  
保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や県と市の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国や県と市との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

#### 2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

- (1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え  
対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。
- (2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え  
ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あ

わせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(3) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(4) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切に判断・行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3. 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>5</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### 4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講

---

<sup>5</sup> 特措法第5条

じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

#### 5. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部<sup>6</sup>は、政府対策本部及び県対策本部<sup>7</sup>と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### 6. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進める。また、避難所の確保や避難所の運営における感染対策の検討・準備を進めるとともに、県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制整備等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は県と協力し、発生地域における被災状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、自宅療養者等への情報共有、避難の支援、避難所における感染対策の強化等を速やかに行う。

#### 7. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成及び保存する。

#### 8. ガイドラインの作成

新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断方法や具体的な対策の運用手順等については、必要に応じて、「那須烏山市新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「市ガイドライン」という。）等以示すものとする。

---

<sup>6</sup> 特措法第34条

<sup>7</sup> 特措法第22条

## 第4章 対策推進のための役割分担

### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>8</sup>。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>9</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>10</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>11</sup>(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>12</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2. 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>13</sup>。

<sup>8</sup> 特措法第3条第1項

<sup>9</sup> 特措法第3条第2項

<sup>10</sup> 特措法第3条第3項

<sup>11</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催。

<sup>12</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催。

<sup>13</sup> 特措法第3条第4項

## 2-1 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

また、市が行う個別の埋火葬に係る対応等について広域的な視点から支援・調整を実施するとともに、市と連携して、感染症危機下での災害発生時において自宅療養者等の避難の支援等を行う。

こうした取組において県は、保健所設置市である宇都宮市や感染症指定医療機関<sup>14</sup>等で構成される栃木県感染症対策連携協議会<sup>15</sup>等を通じ、関係団体・機関と連携し、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

## 2-2 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備、個別の埋火葬対応及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携が必要となる。また、県と連携して、災害時の感染症対策を行う。

## 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保する

<sup>14</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>15</sup> 感染症法第10条の2

ため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### 4. 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成や体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき<sup>16</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### 5. 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>17</sup>。

#### 6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>18</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### 7. 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策や、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>19</sup>。

---

<sup>16</sup> 特措法第 3 条第 5 項

<sup>17</sup> 特措法第 4 条第 3 項

<sup>18</sup> 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

<sup>19</sup> 特措法第 4 条第 1 項

## 第5章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

### 第1節 市行動計画における対策項目等

#### 1. 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画に準じて、以下の7項目を市行動計画における主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### 2. 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、市は、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

### 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

#### 1. 人材育成

市は、国や県等が実施する研修を活用し、感染症に関する総合的な知識や能力を持った感染症対策の中核となる人材の確保及び育成を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、日頃からの連携を図る。

新型コロナウイルス感染症対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する

機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、人材育成を進めることにも取り組む。

## 2. 国と県、市等との連携

国、県、市との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県が感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は市民に対し予防接種や生活支援等の役割が期待されている。

市は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、市は、平時から県等との連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等の発生時に国及び県等から提供・共有される情報について、市は、市民、事業者、関係機関等に対して、適切にかつできる限り分かりやすい形で情報提供・共有を行う。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案及び実施に当たって、国、県との対話の場では、対策の現場を担う立場から意見を出すことなどを行う。

## 3. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DX推進の取組として、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤の整備がなされた場合、積極的に活用を検討していく。

こうした情報収集等から得られた情報を市民等に共有するに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 本市における実施体制

1. 新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法及び那須烏山市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例10号）に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする市対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等が発生する前は、那須烏山市インフルエンザ等対策本部運営規程（平成25年規程第28号）に基づき、「那須烏山市新型インフルエンザ等対策危機管理部」（以下、「危機管理部」という。）を設置し、全庁一丸となって取り組んでいく。

#### <対策本部の構成>

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：参事、福祉事務所長、各課長及び議会事務局長並びに消防団長

#### <危機管理部の構成>

部長：総務課長

副部長：健康福祉課長

部員：各課長、議会事務局長

#### 2. 関係機関との連携体制

##### (1) 新型インフルエンザ等対策県北地域連絡協議会（県北健康危機管理連絡会）

現地対策の実施機関である県北健康福祉センターに設置される「新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会」（関係行政機関、郡市医師会、医療機関等で構成）に参加し、新型インフルエンザ等への対応体制に係る具体的事項を協議する。

##### (2) 新型インフルエンザ等対策市町連絡会議

市町との連携体制を確立するため、未発生期から県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町会議」に参加し、市民に対する情報提供、要援護者への支援、火葬等についての協議し、体制整備を推進する。

##### (3) 医師会及び医療機関との連携

必要に応じ、南那須医師会及び那須烏山市医師団及び医療機関と連絡会議等を開催し、新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、発生時における円滑な診療や予防接種等の体制整備を行う。

## 第2節 準備期

### 〈目的〉

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全国一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係団体・機関等との連携を強化する。

### 〈所要の対応〉

#### 2-1 市行動計画等の作成や体制整備・強化

【健康福祉課・総務課】

- (1) 市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>20</sup>。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員に対する研修を行う。

#### 2-2 実践的な訓練の実施

【健康福祉課・総務課・関係課】

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

#### 2-3 国及び県等との連携強化

【健康福祉課・総務課】

- (1) 市、県及び指定(地方)公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

<sup>20</sup> 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

### 第3節 初動期

#### 〈目的〉

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等対策会議や対策本部会議を開催し、県、市及び関係機関における対策の実施体制を整備し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

#### 〈所要の対応〉

##### 3-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

【健康福祉課・総務課・全庁】

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合<sup>21</sup>や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じ、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

##### 3-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 【健康福祉課・総合政策課・総務課】

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>22</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>23</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

### 第4節 対応期

#### 〈目的〉

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国、県、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直す。特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、可能な限り早期に感染症危機に対応することを目指す。

<sup>21</sup> 特措法第15条

<sup>22</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>23</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

## 〈所要の対応〉

## 4-1 基本となる実施体制の在り方

【健康福祉課・総務課・全庁】

県及び市対策本部設置後においては、速やかに以下の体制をとる。

## (1) 市における対応

- ① 市は、県と連携し、感染状況や県の基本的対応方針を踏まえて、地域に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 市は、状況に応じて対策室等を編成し、全庁的な対応を進める。

## (2) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>24</sup>を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町又は県に対して応援を求める<sup>25</sup>。

## (3) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>26</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>27</sup>し、必要な対策を実施する。

## 4-2 緊急事態措置の検討等について

【健康福祉課・総務課】

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する<sup>28</sup>。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>29</sup>。

## 4-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

【健康福祉課・総務課】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>30</sup>。

<sup>24</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>25</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>26</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>27</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

<sup>28</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>29</sup> 特措法第36条第1項

<sup>30</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 〈目的〉

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>31</sup>を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

#### 〈所要の対応〉

##### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

【健康福祉課・総合政策課・こども課・学校教育課】

##### (1) 感染症に関する情報提供・共有について

市は、平時から国、県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>32</sup>。これらの取組等を通じ、国、県や市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすい保育施設や学校、職場等や、重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがある高齢者施設等に対して、市は、全庁を挙げて、県等と連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現

<sup>31</sup> 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

<sup>32</sup> 特措法第13条第1項

場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

## (2) 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別、ハラスメント等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>33</sup>。これらの取組等を通じ、国、県や市による情報提供・共有が有用な情報源として、認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

## (3) 偽・誤情報に関する対応

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>34</sup>の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等を踏まえ、市は、国及び県が実施する対応を参考にしながら、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等については、国及び県の対応を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

## 1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

【健康福祉課、全庁】

### (1) 関係機関等との情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

### (2) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関との情報提供・共有を円滑に行うための体制を整備する。また、必要に応じて、県や他の市町等との情報共有に係る連携に向けて協議を行う。

③ 市は、国又は県等が定めた感染症の発生状況等に関する公表基準に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う体制を整備する。

<sup>33</sup> 特措法第13条第2項

<sup>34</sup> 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、新型インフルエンザ等相談窓口等の設置の準備を進める。
- ③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

(4) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関して必要な情報提供・共有を行う手順を確認する<sup>35</sup>。

## 第2節 初動期

### 〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 〈所要の対応〉

#### 2-1 市における情報提供・共有について

#### 【健康福祉課・総合政策課・こども課・学校教育課】

市は、地域の実情を踏まえた説明が求められることから、国及び県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有を行う。

<sup>35</sup> 感染症法第44条の3第9項

## 2-2 迅速かつ一体的な情報提供・共有

### 【健康福祉・課総合政策課・こども課・学校教育課】

- (1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- (2) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、医師会等の関係機関と情報提供・共有を行う。

また、必要に応じて、県や他の市町等との情報共有可能な体制を構築する。

- (3) 市は、国又は県等が定めた感染症の発生状況等に関する公表基準に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

## 2-3 双方向のコミュニケーションの実施 【健康福祉課・総合政策課・関係課】

- (1) 市は、相談窓口等を設置する。相談窓口等に寄せられた質問事項等については、国や県等と共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

- (2) 市は、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

## 2-4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

### 【健康福祉課・総合政策課】

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別、ハラスメント等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等や国及び県の発信する情報を踏まえ、市民に対し適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理、市民等に周知する。

また、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### 第3節 対応期

#### 〈目的〉

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 〈所要の対応〉

##### 3-1 基本方針

##### (1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

**【健康福祉課・総合政策課・こども課・学校教育課】**

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関との情報提供・共有を円滑に行う。また、必要に応じて、県や他の市町等との情報共有を行う。

③ 市は、国又は県等が定めた感染症の発生状況等に関する公表基準に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

##### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、国等が作成するQ&A等を踏まえ、相談窓口等を継続する。相談窓口

等に寄せられた質問事項等については、国や県等と共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

② 市は、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別、ハラスメント等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等や国及び県の発信する情報を踏まえ、市民に対し適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理、市民等に周知する。

② ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### 3-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

【健康福祉課】

市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関して必要な情報提供・共有を行う。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

市は、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 〈所要の対応〉

##### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

【健康福祉課・こども課・学校教育課・関係課】

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、国及び県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

##### 1-2 学校、保育施設等における対策の検討・準備

【こども課・学校教育課】

市が設置している学校・保育施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄等の準備を行う。

### 第2節 初動期

#### 〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市は、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### 〈所要の対応〉

##### 2-1 市内でのまん延防止対策の開始

【健康福祉課・総務課・全庁】

市は、国及び県からの要請を受けて、市内におけるまん延防止に備え、業務継続計画に基づく準備を行う。

## 2-2 学校、保育施設等における対策の開始

【こども課・学校教育課】

市が設置している学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて、その対策を開始する。

## 第3節 対応期

## 〈目的〉

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民の生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

## 〈所要の対応〉

## 3-1 市内でのまん延防止対策の継続

【健康福祉課・総務課・全庁】

- (1) 市は、国及び県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応を行う。
- (2) 市民に対する要請等の実施
  - ① 市は、感染症拡大状況に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の人が集まる等感染リスクが高まる場所への外出自粛要請を行う。
  - ② 市は、市民等に対し、換気・マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、不要不急の外出を控える等の基本的感染対策の勧奨や必要に応じて、その徹底を要請する。

## 3-2 学校、保育施設等における対策の継続

【こども課・学校教育課】

市が設置している学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて、その対策を継続する。

## 3-3 緊急事態措置

【健康福祉課・総務課】

- (1) 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部長は、当市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態設置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、市が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。
- (2) 市対策本部長は特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 〈所要の対応〉

##### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

【健康福祉課】

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な資材となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール（綿） <input type="checkbox"/> 消毒用ノンアルコール（綿） <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計 ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品 ・ 酸素ボンベ等	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 使い捨て医療用ガウン <input type="checkbox"/> ブラッドバン <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> クリップボード <input type="checkbox"/> クリアファイル <input type="checkbox"/> 番号札 <input type="checkbox"/> 養生テープ <input type="checkbox"/> ふせん <input type="checkbox"/> タイマー	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> イス <input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 冷蔵・冷凍庫 <input type="checkbox"/> 保冷バッグ <input type="checkbox"/> 保冷剤 <input type="checkbox"/> 冷暖房機器 <input type="checkbox"/> 案内看板 <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> ブルーシート等

※その他必要となる資材については、随時確認して検討する。

## 1-2 ワクチンの供給体制

【健康福祉課・関係課】

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

また、市でワクチンを保管することになった場合に備えて、保管場所の準備、停電時の対応等についても平時より関係部署と調整する。

## 1-3 接種体制の構築

【健康福祉課・こども課】

## (1) 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

## (2) 特定接種

① 市は、国及び県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員や登録事業者に集団的な接種を基本として、円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

② 市は、特定接種の対象となり得る市職員等については、市が対象者を把握し、国に人数を報告する。

## (3) 住民接種

市は、国が整理する住民接種の接種順位に関する基本的な考え方等を踏まえ、平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国及び県の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>36</sup>。

ア 市は、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

<sup>36</sup> 予防接種法第6条第3項

- ◆ 接種対象者数
- ◆ 市職員の人員体制の確保
- ◆ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ◆ 接種場所の確保（保健福祉センター、医療機関等）及び運営方法の策定
- ◆ 接種に必要な資材等の確保
- ◆ 国、県及び市や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- ◆ 接種に関する市民への周知方法の策定

イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関と連携し、接種体制を検討する。

#### 参考：接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として対象人口の2倍の相当
小学生・中学生 高校生相当	人口統計（6～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※乳児が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な人員数を算定する。特に、実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計し、受付、待合、問診、接種実施、経過観察、応急処置、ワクチンの保管及び調剤の場所、接種の実施に当たる人員配置や導線等を検討する。また、医師及び看護師の配置については、医師会等と調整する。

- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外での接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4 情報提供・共有

【健康福祉課・こども課・学校教育課】

##### (1) 市民への対応

市は、国が実施する予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制、接種体制等の基本的な情報について、市民への周知を図る。

##### (2) 市における対応

市は、予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

##### (3) 関係各課等との連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉課の各グループ、こども課との連携・協力が重要であり、その強化に努める。

児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校教育課及び学校関係者等との連携を進め、予防接種に関する情報の周知に努める。

#### 1-5 DXの推進

【健康福祉課・総合政策課・こども課】

- (1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 市は、システムを活用して電子的に通知を送付し接種勧奨ができるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受け取ることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- (3) 市は、マイナンバーカードを活用した、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう整備を行うほか、電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 〈目的〉

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

### 〈所要の対応〉

#### 2-1 接種体制

【健康福祉課・こども課】

##### (1) 接種体制

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

##### (2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

#### 2-2 情報提供・共有

【健康福祉課・こども課・関係課】

##### (1) 予防接種に関する情報提供

市は、接種会場や接種対象者等の予防接種に関する情報について、市民に提供する。

##### (2) 県営接種会場が設置される場合の情報提供

市は、県営接種会場が設置される場合の接種会場や予約方法等、県から提供される情報について、市民に提供する。

#### 2-3 特定接種

【健康福祉課】

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 2-4 住民接種

【健康福祉課・総務課・こども課・関係各課】

(1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(2) 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務課も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

(3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数、個人名入り人員リスト、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、高齢者施設、社会福祉施設、保護施設等の調整を要する施設及びその被接種者数について、健康福祉課各グループと協力し把握に努める。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務は積極的に外部委託し、業務負担の軽減策も検討する。

- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- (5) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市の保健福祉センターや学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- (6) 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係施設及び医師会等と連携し、接種体制を構築する。
- (7) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- (8) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名配置（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資す

るよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認し医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定するなど、関係者及び関係機関と情報共有して、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備する。しかし、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、関係機関等の協力を得るなどのことも踏まえて、協議及び調整を進める。

- (10) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について十分な協議を行う。
- (11) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 〈目的〉

国が確保したワクチンについて、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### 〈所要の対応〉

##### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

【健康福祉課】

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握についてはワクチンの供給体制を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当ての調整を行う。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を

行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることがあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等も併せて行う。

### 3-2 接種体制

【健康福祉課・こども課】

#### ・接種体制の構築

- (1) 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、国が決定する追加接種等の方針に対し、混乱なく円滑に接種が進められるように、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

### 3-3 情報提供・共有

【健康福祉課・こども課・関係課】

#### ・予防接種に関する情報提供

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- (2) 市は、県営接種会場が設置される場合の接種会場や予約方法等、県から提供される情報について、市民に提供する。
- (3) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。

### 3-4 特定接種

【健康福祉課・総務課】

#### ・市職員に対する特定接種の実施

市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-5 住民接種

【健康福祉課・総務課・こども課・関係課】

#### (1) 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に来場しないよう広報等により周知することや、接種会

場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑤ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係施設や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(2) 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国や県からの要請を受けて、接種に関する情報提供・共有を行う。

(3) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、関係団体と連携し、接種体制の見直しを図る。

(4) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-6 健康被害救済

【健康福祉課・こども課】

- (1) 市は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合の予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- (2) 被接種者等から予防接種健康被害救済申請があった場合は、市の健康被害調査委員会において予防接種と健康被害の因果関係について審査を行い、県を通して国へ進達し、その結果に基づき給付を行う。
- (3) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市となる。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 〈目的〉

市は、感染症の発生情報や地域における医療提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。感染症に係る情報を関係課や市民と共有し、感染症の発症状況と対策に関する共通理解を形成し、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

また、県が実施する健康観察に係る応援派遣体制等の検討及び体制整備に必要な準備を行う。

#### 〈所要の対応〉

##### 1-1 主な対応業務の実施

【健康福祉課・こども課】

- ・健康観察に係る応援派遣体制の検討

市は、県が実施する健康観察に協力する場合の人員などの体制について、検討する。また、県が実施する研修・訓練に参加し、人材の育成を図る。

##### 1-2 消防本部による患者等の搬送

【健康福祉課・南那須地区広域行政事務組合】

- ・患者等の搬送に係る連携体制の検討

市は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。

### 第2節 初動期

#### 〈目的〉

初動期は市民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。正確な情報提供により、市民・地域の協力を得ながら感染拡大のリスクの低減を図る。

#### 〈所要の対応〉

##### 2-1 市民への情報提供・共有の開始

【健康福祉課・こども課・学校教育課】

- (1) 市は、市民からの相談を受ける体制を速やかに整備する。
- (2) 市は、相談者からの内容等必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。
- (3) 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### 第3節 対応期

#### 〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 〈所要の対応〉

##### 3-1 主な対応業務の実施

【健康福祉課・こども課】

##### 健康観察及び生活支援

- (1) 市は、職員の派遣等の方法により、県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に可能な範囲で協力する。

##### 3-2 消防本部による患者等の搬送 【健康福祉課・南那須地区広域行政事務組合】

市は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、消防本部による患者等の搬送を実施する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期～初動期

#### 〈目的〉

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄推進等に必要な準備を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### 〈所要の対応〉

##### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等<sup>37</sup>

【健康福祉課・総務課・南那須地区広域行政事務組合】

- (1) 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>38</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>39</sup>。

- (2) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染症に接触する可能性がある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具や消毒剤の備蓄を進める。

### 第2節 対応期

#### 〈目的〉

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は県と連携して必要な感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を円滑に供給できるようにする。

#### 〈所要の対応〉

##### 1-1 感染症対策物資等の備蓄状況の確認

【健康福祉課・総務課】

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄、配置状況を確認する。

##### 1-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

【健康福祉課】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、感染症対策物資等の不足時は、国や県、近隣市町等と連携し、物資等を融通する等、供給に関し相互に協力する。

<sup>37</sup> ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>38</sup> 特措法第10条

<sup>39</sup> 特措法第11条

## 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及び可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 〈所要の対応〉

##### 1-1 支援の実施に係る仕組みの整備

【関係課】

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が確実に届くよう努める。

##### 1-2 市民等に対する物資及び資材の備蓄の勧奨

【健康福祉課】

市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

##### 1-3 要配慮者等への生活支援等の準備

【健康福祉課】

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を事前に決定する。

##### 1-4 埋火葬の体制等の整備

【市民課・まちづくり課・南那須地区広域行政事務組合】

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には市民課の関係機関との調整を行う。

##### 1-5 災害時の避難所における感染症対策の検討・準備

【健康福祉課・総務課・市民課】

市は、災害時の避難所における感染症対策について、平時から検討し、必要に応じて、物資の備蓄など対策の準備を行う。

## 第2節 初動期

### 〈目的〉

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### 〈所要の対応〉

#### 2-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼びかけ

【健康福祉課・商工観光課】

市は、県と連携して市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼びかけるとともに、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

#### 2-2 埋火葬の体制等の整備、火葬・安置の実施に向けた準備

【まちづくり課・南那須地区広域行政事務組合】

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 〈目的〉

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

### 〈所要の対応〉

#### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

【健康福祉課・こども課・総務課・商工観光課・学校教育課】

##### (1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国及び県からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者<sup>40</sup>等に必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>41</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる<sup>42</sup>。

3-2 埋火葬の体制等の整備、実施

【南那須地区広域行政事務組合・関係課】

(1) 埋葬・火葬の特例等

① 市は、県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

<sup>40</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

<sup>41</sup> 特措法第45条第2項

<sup>42</sup> 特措法第59条

- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合に、市は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときには、国の特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

### 3-3 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

【総合政策課・商工観光課・上下水道課・関係課】

#### (1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じる。

#### (2) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

上下水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画 用語集

用 語	内 容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される医療提供体制確保のための協定。
インフルエンザ	インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛などの症状を引き起こすが、他の呼吸器感染症等と見分けることは難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もある。インフルエンザウイルスに感染してから発症までの期間（潜伏期間）は、季節性インフルエンザであれば 1～5 日であるが、感染しても発症しないこともある（不顕性感染）。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で症状がない場合でも他の人への感染はあり得る。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症（かんせんしょう）	ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。感染症法における感染症とは、同法第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

<p>感染症対策物資等</p>	<p>感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資。</p>
<p>感染性</p>	<p>学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。</p>
<p>季節性インフルエンザ</p>	<p>インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。</p>
<p>基本的対処方針</p>	<p>特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。</p>
<p>業務継続計画（BCP）</p>	<p>BCP=Business Continuity Plan の略。不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。</p>
<p>緊急事態宣言</p>	<p>特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。</p>
<p>緊急事態措置</p>	<p>特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>
<p>健康観察</p>	<p>感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。</p>

検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講じるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具 (PPE)	PPE (Personal Protective Equipment の略)は、マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成された防護具をいう。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途 (スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等) に応じて適切な P P E を準備する必要がある。
指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症 (感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。) 及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症 (全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。) をいう。本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	新型インフルエンザ等が発生した際に、医療の提供や国民生活・国民経済の安定に不可欠な業務を継続するために、厚生労働大臣の登録を受け、住民に先んじて予防接種（特定接種）を受ける資格を有する事業者のこと。厚生労働省HPにある「特定接種管理システム公表データ」を参照。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。</p>